常滑市体育協会表彰規程

（目的）

第1条　本規程は、常滑市体育協会（以下「本協会」という。）において、スポーツの分野で優れた成果や功績を挙げた個人または団体を表彰することにより、その活動を称え、常滑市におけるスポーツの普及と発展を促進することを目的とする。

（表彰の種類および基準）

第2条　各表彰の種類および基準は次のとおりとする。

(1) 最優秀選手賞
　・日本代表として、国際大会に出場した個人及び団体
(2) 優秀選手賞
　・愛知県の代表として、全国大会に出場した個人及び団体
　・全国オープン大会において3位以内に入賞した個人及び団体
(3) 奨励賞
　・常滑市代表としてブロック大会、県大会で優勝した個人及び団体
(4) 優秀指導者賞
　・前項(1)から(3)に該当する選手の育成に直接功労のあった者
　・10年以上選手の育成に尽力し、地域スポーツ振興に顕著な功績のあった者
(5) 功労賞
　・常滑市体育協会の役員として5年以上在任し、功労のあった者
　・常滑市体育協会加盟団体の役員として10年以上在任し、功労のあった者
　・10年以上地域スポーツ振興に功労があって、顕著な功績のあった者
(6) 特別賞
　・国際大会に出場し、市民に夢と感動を与えた者
　・報道その他を通じて市の知名度向上に大きく寄与した者
　・本協会の名誉を特に高め、特に表彰を適当と認めた者及び団体
(7) 感謝状
　・本協会の事業に特に協力した個人及び団体

（コンプライアンス）

第3条　違法行為、ドーピング、重大な規律違反が認められる者は表彰対象としない。

（対象期間）

第4条　表彰の対象となる大会成績期間は次のとおりとする。

(1) 前年1月1日から12月31日までに開催された大会の実績とする。ただし、大会の開催日程が翌年（1〜3月）にあり、推薦書提出期限までに予選通過が確定している場合は、予選通過をもって全国大会出場とみなすことができる。

(2) 推薦書提出期限以降に確定した大会の成績は、翌年度の選考対象とする。

（受賞資格）

第 5 条　表彰の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 常滑市に在住、在学、在勤、又は常滑市に所在する加盟団体に所属するクラブチームに在籍する選手及び団体。
(2) 過去に常滑市内の小学校・中学校・高等学校に在籍しており、表彰対象となる競技活動をしていた個人。
(3) その他、会長が特に認める個人又は団体。

（推薦及び申請）

第 6 条　推薦は加盟団体の長が所定様式により行い、推薦書提出期限は毎年 11 月 30 日とする。

（選考）

第 7 条　表彰の選考方法は次のとおりとする。

(1)選考は、常任理事で構成する選考委員会が行い、実績資料等に基づき審査する。

(2)選考委員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数により決する。

(3)候補者と利害関係を有する常任理事は、当該採決に参加することができない。

(4)会長は会議を主宰し、議事の整理その他会務を統括する。

(5)選考結果は議事録として作成し、適切に保管する。

（表彰の時期・方法）

第 8 条　表彰の時期・方法等は次のとおりとする。

(1) 表彰は毎年 2 月に行い、表彰状および記念品を授与する。
(2) 表彰対象者には、表彰式のおおむね 1 か月前までに通知し、出欠の確認を行うものとする。

（重複）

第 9 条　同一理由での重複表彰は行わない。

（記録・公開）

第 10 条　表彰者は常滑市等の広報媒体等にて公開する。

（用語の定義）

第 11 条　本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 国際大会
　オリンピック、パラリンピック、世界選手権、アジア競技大会、国際競技連盟が主催する大会
(2) 全国大会(予選通過型)
　愛知県予選またはブロック予選を通過した者のみが参加できる国民スポーツ大会、全日本選手権、インターハイ、全中、日本スポーツ協会・高体連・中体連・中央競技団体（NF）主催大会、またはそれに準ずる全国規模の大会
(3) 全国オープン大会
　予選を必要とせず、参加資格が全国に開かれた大会
(4) ブロック大会
　県大会の予選通過者が参加できる東海大会、東海予選または、それに準ずる東海地区の大会
(5) 県大会
　地区予選を通過した者のみが参加できる県の大会
(6) 加盟団体
　本協会に加盟する競技団体

（附則）

本規程は、昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正　昭和 45 年 4 月 1 日　　一部改正　昭和 55 年 4 月 1 日

一部改正　昭和 47 年 4 月 1 日　　一部改正　昭和 58 年 5 月 28 日

一部改正　昭和 49 年 10 月 2 日　　一部改正　平成 2 年 5 月 16 日

一部改正　昭和 52 年 5 月 27 日　　全面改正　令和 8 年 4 月 1 日